

令和3年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市営福生駅西口駐車場 指定管理者：福生市商工会 所管部課：都市建設部 道路下水道課
監査の範囲	令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に執行された福生市営福生駅西口駐車場指定管理委託に関する事業について
実施期間	令和3年10月6日から令和3年12月24日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 五十嵐 みさ

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p><b>【所管課】</b></p> <p>(1) 基本協定書の引用規定の誤りについて</p> <p>基本協定書第30条第2項では、「乙は、甲が第43条第1項の規定により、事業年度途中において指定管理者の指定の取消し等を行ったときは、～」と規定されているが、第43条は備品等の扱いであり、甲による指定の取消し等は第44条で規定されている。</p> <p>基本協定書は、指定管理者制度を導入する主目的、意義及び最も重要な考え方を記載するものである。正しい内容となるよう、すみやかに対応されたい。</p>	<p><b>【所管課】</b></p> <p>商工会と協議し、令和3年11月2日付で一部変更の確認書を取交わしました。</p> <p>内容としては御指摘の部分の訂正で、「基本協定書第30条第2項中「第43条第1項」を「第44条第1項」に変更する。」としました。</p>
<p><b>【所管課及び指定管理者】</b></p> <p>(2) 運営管理業務の第三者による実施について</p> <p>基本協定書第19条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承認を求めるものと定められており、同第54条では、承認は書面により行うことと定められている。</p> <p>しかしながら、指定管理者は市に対し、事前に書面による承認を求めることなく口頭のみで確認し、運営管理業務等を第三者に委託していた。また、所管課は、指定管理者が第三者との契約締結後に市へ提出した「業務委託契約書」により実態を把握するにとどまり、指定管理者に対し、基本協定書に定めら</p>	<p><b>【所管課】</b></p> <p>令和2年度までは口頭での確認のみでした。</p> <p>令和3年度からは承認申請書類の提出を求め、承認しております。</p> <p><b>【指定管理者】</b></p> <p>令和2年度までは、商工会及び市役所双方が承認関係書類の提出を失念していました。</p> <p>令和3年度については、承認申請書類を提出しております。</p>

れた手続についての指導を行わず、承認についても書面による発出をしていなかった。

所管課及び指定管理者は、基本協定書を遵守し、書面による事前承認の手続を徹底されたい。

令和3年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：扶桑会館 指定管理者：福生市商工会 所管部課：教育部 生涯学習推進課
監査の範囲	令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に執行された扶桑会館指定管理委託に関する事業について
実施期間	令和3年10月6日から令和3年12月24日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 五十嵐 みさ

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p><b>【所管課及び指定管理者】</b></p> <p>(1) 事業計画書の提出について</p> <p>基本協定書第29条では、指定管理者は年度ごとにあらかじめ、必要事項を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前年度の9月までに提出して市の承認を得なければならないとなっているが、指定管理者からは収支計画書の提出はあったが、事業計画書については提出されていなかった。所管課は予算に関することだけではなく、収支の基となる事業の計画や執行体制等について把握しておくことも重要であることから、基本協定書の規定どおり適切に対応されたい。</p>	<p><b>【所管課】</b></p> <p>協定書の規定に基づき、事業計画書の提出を求め、収支計画書と合わせて次年度の事業内容を確認するよう徹底する。</p> <p><b>【指定管理者】</b></p> <p>基本協定書の規定どおり適切に対応する。</p>

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>(1) 災害発生時における一時滞在施設の運営について</p> <p>市と指定管理者は、平成31年3月12日付けで「災害発生時における一時滞在施設の運営に関する協定」を結んでおり、同協定書第3条において、指定管理者は一時滞在施設の運営を行うこととなっているが、運営についてのマニュアルは整備されていない。災害が起きた際の混乱を回避するためにも、指定管理者は所管課及び防災危機管理課と調整を行い、運営マニユア</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>所管課及び防災危機管理課と調整を行い、令和3年度内に運営マニュアルの作成を行う。</p>

ルの作成について早急に対応されるよう要望する。	
-------------------------	--